



令和4年度申請用

簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)
(新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料学生納付特例申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うために、「国民年金保険料学生納付特例申請書」の「12特例認定区分」の「3. その他」に「臨時特例」とご記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料学生納付特例申請の審査のためにのみ使用するものです。
市区町村における国民健康保険料(税)及び市町村民税に関する申告用ではありません。

① 申請対象期間

令和4年度分(令和4年4月分以降)

※ 令和4年度分は令和5年3月分までとなります。

下記にチェック(☑)してください。

②

☐ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。収入が減少した方の氏名をご記入ください。
※被保険者(申請者)の収入減少であることが必要です。

被保険者(申請者)氏名

フリガナ

③

収入減収後の所得見込額(簡易な所得見込額)をご記入ください。
(裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください)

④

円

備考欄

⑤

【記入上の注意事項】

- ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。(E欄の「所得見込額」をご記載ください)

【添付書類】

- ②欄及び④欄を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から2年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出
日本年金機構理事長あて住所 _____

被保険者氏名 _____

市区町村

年金事務所

簡易な所得見込額の算出手順（所得見込額計算シート） 令和4年度申請用

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください

被保険者（申請者）												
A 令和3年1月以降の任意の1か月分の収入額（※1）												
令和____年____月												
											円	

↓

B 収入見込額（A × 12か月）												
											円	

↓

控除等

事業収入、不動産収入を有する方（※2）

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）												
											円	

給与収入を有する方（※3）

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）												
											円	

↓

E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載												
											円	

- 【留意点】
- ※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。
算出にあたっては、令和3年1月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。
対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。
なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。
- ※2 Cの事業収入及び不動産収入に係る必要経費は、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。
- ※3 Dの給与収入に係る控除については、給与所得控除の見込額をご記入ください。
給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、計算に含める必要はありません。
具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% - 10万円 （55万円に満たない場合は55万円）
--------	---

（例）被保険者（申請者） 給与収入額 50万円

給与所得額の計算 → 50万円 - 55万円 = 0円

この場合、E欄は「0」で計算

〈参考〉 学生納付特例の所得基準（めやす）（※4）

世帯構成	2人世帯 （扶養者が1名の場合）	単身世帯 （扶養者がいない場合）
所得基準（めやす）	166万円	128万円

※4 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^{（注）}のもの）により判定します。
（注）表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

② 所得が相当程度まで下がった場合

令和3年1月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※)が、**学生納付特例基準相当になることが見込まれる方**

(裏面の承認の所得基準をご確認ください)

※ 令和3年1月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請の対象となる期間

令和4年度分

令和4年4月分から令和5年3月分まで

※ 過去の年度についてもそれぞれ申請が可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※「⑫特例認定区分」欄の「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※所得の申立書については、裏面の記入例を参照してください。

3. 学生証のコピー

申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

*** 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。**

日本年金機構ホームページはこちら▶

お問い合わせ先

- お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

ねんきん加入者ダイヤル：TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service

簡易な所得見込額の申立書（記入例）

令和4年度版

この記入例は、令和3年4月に収入が減少した場合（4月給与3.5万円）で給与収入のみの学生の方の例です。

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

① 申請対象期間 令和4年度分（令和4年4月以降）

② 下記にチェック（☑）してください。

☒ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

収入が減少した方の氏名をご記入ください。
※被保険者（申請者）の収入減少であることが必要です。

被保険者（申請者）氏名
フリガナ ネケン 知子
年 金 太 郎

④ 収入減収後の所得見込額（簡易な所得見込額）をご記入ください。
（裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考に記入ください）

円 0

上記の申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 日本年金機構理事長 敬 呈
住所
被保険者氏名

①申請対象期間

この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は、**令和4年度分（令和4年4月分～令和5年3月分）**となります。年度ごとに「学生納付特例申請書」及び「所得の申立書」が必要となります。

②チェックをしてください。

③学生で収入が減少した方の氏名

④減少後の所得見込額（控除後所得）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した申請者（学生の方）の氏名を記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の【裏面】をご活用ください。

左下の署名欄をご記入ください。

A 令和3年1月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

【裏面】 所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。

被保険者（申請者）

A 令和3年1月以降の任意の1か月分の収入額（※1）
令和 3 年 4 月
3 5 0 0 0 円

B 収入見込額（A × 12か月）
4 2 0 0 0 円

控除等

事業収入、不動産収入を有する方（※2）
C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）
円

給与収入を有する方（※3）
D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）
5 5 0 0 0 円

E 各控除等の控除後の所得見込額 B - C + D → 表面の④に記載
円 0

C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

D 給与収入のみの場合の例

・B欄の金額×40% - 10万円
※上記式で計算した額が55万円に満たない場合は「55万円」

E 給与収入のみの場合の例

・給与収入が55万円以下の場合 : 0円
・給与収入が55万円を超える場合 : B欄の額 - D欄の額

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

承認の所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。（申請者本人のみ）

128万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除額等

注意事項

- 海外留学（おおむね1年）している期間は、強制加入の対象でないため学生納付特例の申請ができません。
- 任意加入被保険者の方はご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、学生納付特例が承認されるとご利用できなくなりますので、ご注意ください。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合、この所得の申立書がなくても申請ができます（詳しくは「国民年金保険料学生納付特例申請書」の裏面をご覧ください）。

臨時特例の申立に用いる所得見込額について

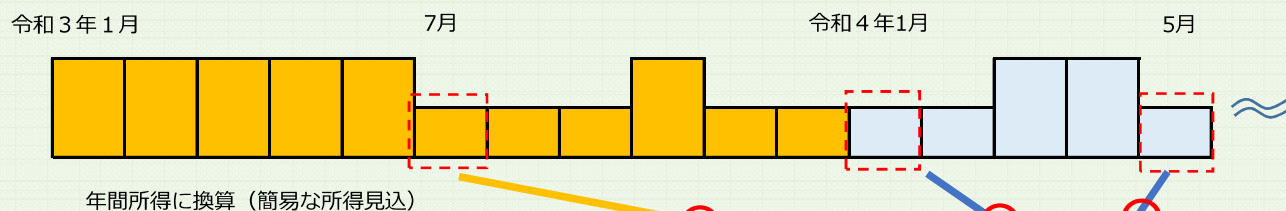
令和4年度分の学生納付特例対象期間は、令和4年4月分から令和5年3月分までです。

1. 簡易な所得見込の計算に用いることができる期間

令和4年度の学生納付特例申請については、簡易な所得見込の計算に用いることができる所得の期間は、令和3年1月分以降のいずれかの月です。

例えば・・・

【所得】



年間所得に換算（簡易な所得見込）

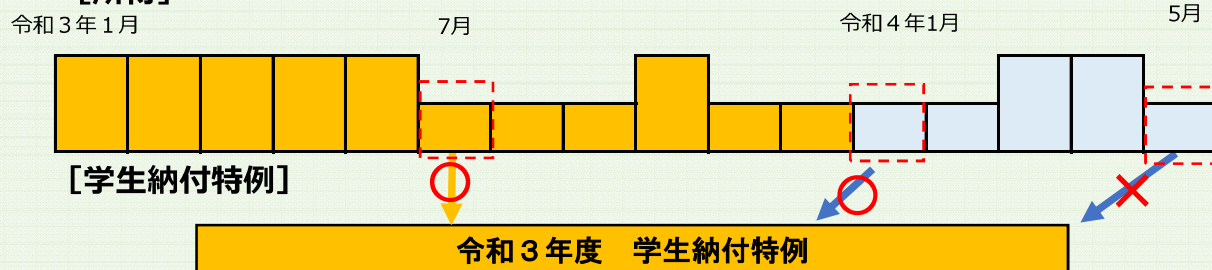
【学生納付特例】

令和4年度 学生納付特例

令和4年度分の簡易な所得見込の計算に使えるのは令和3年1月以降の月です。
令和2年12月以前の月は令和4年度申請には用いられません。

なお、令和3年度の学生納付特例申請については、令和4年5月以降の月は、簡易な所得見込の計算に用いることはできません。

【所得】



【学生納付特例】

令和3年度 学生納付特例

2. 令和2年度申請を併せて受け付ける際の給与所得控除等の注意点について

税制改正により、令和2年中の所得の計算から給与所得控除、公的年金等控除の額が改正されたため、令和2年度と、令和3年度及び4年度の簡易な所得見込計算の控除額が異なりますので、過年度申請を受け付ける際は、引き続きご注意ください。

（例）給与所得控除による計算例

令和2年度の申請における簡易な所得見込

令和2年2月から令和3年4月までのいずれかの月の所得×12（月） — 65万円

令和3年度の申請における簡易な所得見込

令和2年2月から令和4年4月までのいずれかの月の所得×12（月） — 55万円

令和4年度の申請における簡易な所得見込

令和3年1月から令和5年4月までのいずれかの月の所得×12（月） — 55万円